

監 査 報 告 書

令和 7 年 5 月 30 日

学校法人 江戸川 学 園

理 事 会 御 中

評 議 員 会 御 中

学校法人 江戸川 学 園

監 事

宮口 義史

監 事

双木 小百合

私たちは、学校法人江戸川学園の監事として、旧私立学校法第 37 条第 3 項及び江戸川学園寄附行為第 15 条の規定に基づいて、学校法人の令和 6 年度（令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日まで）における、計算書類すなわち、資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表（固定資産明細表及び基本金明細表を含む。）並びに財産目録を含め、学校法人の業務、財産の状況並びに理事の業務執行の状況について監査を行いました。

私たちは監査にあたり、理事会及び評議員会に出席するほか、理事から令和 6 年度事業報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するとともに、会計監査人と連携するなど必要と思われる監査手続きを実施しました。

監査の結果、私たちは、学校法人の業務に関する決定及び執行は適切であり、学校法人の業務、財産並びに理事の業務執行に関し、不正の行為又は法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実のないことを認めます。

以上